



平成 15 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 ア ル ゼ 株 式 会 社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 和 生
役 職 ・ 氏 名
(登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 6 4 2 5)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 賀 恭 一 郎
総 合 企 画 室 長
電 話 番 号 0 3 - 5 5 3 0 - 3 0 5 5

訴訟の解決に関するお知らせ

当社が提起した国側に対する訴訟について、当社の勝訴が確定しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 訴訟の経緯

当社は平成12年12月に江東西税務署長より、米国の関連当事者が行った売買契約に基づく利益が本来は当社に帰属すべきものであり、利益計上漏れとの指摘を受けました。当社は、当該売買取引当事者各社独自の商取引であると反論致しました。

国側は東京地方裁判所での判決を不服として平成14年5月23日付で東京高等裁判所へ控訴しましたが、平成15年1月29日付で当社の全面勝訴の判決を受けました。

この度、一審、二審の判決通り、当社の勝訴が確定致しました。

2. 業績に与える影響

当社が仮納付していた平成9年3月期の法人税・消費税、平成10年3月期の法人税・消費税・法人消費税、平成11年3月期の消費税・地方消費税及び別途係争中であった平成11年3月期の法人税に対する追徴課税金22億9,426万700円(還付加算金含む)が還付されました。

これに伴い、仮納付期間中の還付加算金の一部が平成15年3月期に利益計上される見込みです。

以 上